

第 2 2 回 農業委員会総会議事録

令和 4 年 4 月 2 6 日開会

中標津町農業委員会

令和4年4月26日、第22回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番	二 瓶 裕 貴
2 番	横 田 千 秋
3 番	谷 川 好 則
5 番	田 中 洋 希
6 番	竹 村 聡
7 番	武 田 健 治
8 番	田 中 世 一
9 番	瀧 本 和 男
11 番	和 泉 光 広
13 番	高 橋 正 一
14 番	赤波江 信 二
15 番	小 林 亨
16 番	中 村 正 生
17 番	笠 原 康 博
18 番	本 田 信 幸

本日欠席した委員

4 番	長谷川 孝 二
10 番	須 崎 智
12 番	後藤田 宏 幸

附議した案件

- (イ) 議案第119号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第120号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第121号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第122号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (ホ) 議案第123号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について
- (ヘ) 議案第124号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ト) 議案第125号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (チ) 報告第47号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (リ) 報告第48号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ヌ) 報告第49号 農地法第5条許可書の交付について

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山 隆
庶 務 係 長	葛 西 利 光
農 地 係 長	吉 田 佳 弘
係	齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

議 長 定刻になりました。

ただいまの出席委員は、15名でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立致します。

ただ今から、第22回中標津町農業委員会総会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

11番、和泉 光広 委員。

13番、高橋 正一 委員。

以上、2名を指名致します。

日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 3月24日の総会以降につきまして、3月24日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。はじめに、令和4年度根室地方農業委員会連合会定期総会及び令和4年度根室地方農業者年金協議会定期総会並びに令和4年度地区別農業委員会会長・事務局長会議が4月12日、別海町生涯学習センターで開催され、会長、会長代理、事務局長が出席しております。根室地方農業委員会連合会定期総会と根室地方農業者年金協議会定期総会におきましては、それぞれ、令和3年度の事業報告、決算報告、監査報告及び令和4年度の事業計画案と収支予算案が議事として提案され、承認されたところであります。北海道農業会議主催の地区別農業委員会会長・事務局長会議におきましては、農業会議から乾専務理事兼事務局長と佐藤技師が出席され、「令和5年度農業政策・予算に関する要望書について」、北海道選出国會議員に対する要請事項として原案が示され検討しております。つぎに、4月14日、中標津町・両農協・農業委員会で組織する中標津町農業後継者対策協議会総会を役場302会議室で開催し、令和3年度事業実績と収支決算及び監査報告を行い、令和4年度事業計画案と収支予算案が審議され承認されました。令和4年度事業計画では、昨年度実施いたしました、オンライン交流会の内容の改善を踏まえ、新たな形の交流会を実施することなど、今後の取組みについて協議しております。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。

日程 3、議案第 119 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について」を上程致します。ここで、会議規則第 16 条の規定により、○番、○○○○委員の退席をお願い致します。

(○○委員退席)

議 長 (1) から (3) について、事務局から説明をお願いします。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 上程になりました議案第 119 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知 (1) から (3) について、事務局よりご説明申し上げます。議案の 2 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字○○○○○番地○、○○ ○○。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○。

2、解約する土地、字○○○○○○番○、現況地目、畑、面積 44,075 m²内 18,900 m²、他 15 筆、計 296,008 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和 3 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日まで。5、合意解約成立の日、令和 4 年 4 月 1 日。6、解約の理由、合意解約。

なお (2) (3) につきましても、貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。4 ページをお開きください。

(2) 2、解約する土地、字○○○○○○番○、現況地目、畑、面積 87,263 m²内 47,300 m²、他 1 筆、計 93,100 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和 3 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日まで。5、合意解約成立の日、令和 4 年 4 月 1 日。6、解約の理由、合意解約。5 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町字○○○○○○番地○○、○○ ○○。

2、解約する土地、字○○○○○○番○、現況地目、畑、面積 23,562 m²内 9,500 m²、他 3 筆、計 38,240 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和 3 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日まで。5、合意解約成立の日、令和 4 年 4 月 1 日。6、解約の理由、合意解約。

この 3 件については、議案第 124 号 (7) (8) に関連するもので、現在賃貸借している農地について、一部農地を追加して再度賃貸借契約を設定し直すため、一度期間内解約するものです。

以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

(〇〇委員着席)

議 長 〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。
日程４、議案第１２０号「現況証明願いについて」を上程致します。(１)について、
地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第１２０号「現況証明願いについて」(１)について説明いたします。７ページをお開きください。
(１) １、申請人の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇。
２、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 14,032 ㎡。利用状況、農業用施設用地。３、申請の理由。地目変更登記申請のため。４、見取図は８ページのとおりです。
当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和４年４月１９日、第２地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(１)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
(２)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第１２０号(２)について説明いたします。９ページをお開きください。
(２) １、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇。
２、土地の表示。〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、農地・採草放牧地以外、面積 2,522 ㎡。利用状況、原野。３、申請の理由。地目変更登記申請のため。４、見取図は１０ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
当該地は農業振興地域内の農用地区域外の白地となっており、公簿が牧場ですが、現況が原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和４年

4月19日、第3地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第120号(3)について説明いたします。11ページをお開きください。
(3)1、申請人の住所、氏名。
中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○。
2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積3,484㎡、他1筆。利用状況、農業用施設用地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は12ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和4年4月19日、第3地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第121号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第121号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。14ページをお開きください。
(1)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町東6条南1丁目2番地、根室生産農業協同組合連合会、代表理事長、高橋 勝義。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積46,377㎡内14,823㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、賃貸借。5、期間、令和4年6月1日から令和5年5月31日まで。6、価格、年15,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、6人、農従者、4人、経営地、計726,079㎡、家畜、牛148頭。9、見取図については、15ページのとおりとなっております。この案件につきましては、当事者の申し出により、所有農地を相対で近隣農家に賃貸借の再設定するものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第122号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)から(3)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第122号「農地法第4条の規定による許可申請について」
(1)から(3)について説明いたします。17ページを開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積105,143㎡内4,500㎡、他1筆、計6,059㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、18ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模の拡大に伴い、育成舎が不足していることから、新たな育成舎を増築するもので、申請面積については、6,059㎡で、令和4年4月19日に第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり

り転用は止むを得ないものと判断いたしました。

1 9 ページを開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 3,552 m²。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、20 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模の拡大に伴い、乾乳舎が不足していることから、新たな乾乳舎を建設するものです。申請面積については、3, 5 5 2 m²で、令和4年4月19日に第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。

2 1 ページを開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 36,496 m²内 3,000 m²。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、22 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模の拡大に伴い、和牛育成舎を新たに増築するもので、申請面積については、3, 0 0 0 m²で、令和4年4月19日に第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は、現所有施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、本件は平成28年3月8日決定「農地法第4・5条に係る30アール以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に関する申し合わせ」により、北海道農業会議への意見聴取を要しない案件であることを申し添えます。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) から (3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり意見聴取致します。
日程7、議案第123号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」を上程致します。(1) について地区推進班から議案の朗読と説明

をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第123号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」(1)について説明いたします。24ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 36,496 m²内 554 m²。

3、許可期間。令和3年9月27日から永年。4、変更理由。資材調達の遅延に伴い工事期間の延長が必要となったため工期を変更する。5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和3年9月27日から令和4年3月31日まで。変更後、転用期間、令和3年9月27日から令和4年8月31日まで。

この案件につきましては、令和3年9月27日開催の第15回総会で承認され、令和3年10月25日開催の第16回総会で許可の報告をしたものです。本件は、農作業用の通路を整備するための許可でしたが、資材調達に遅れが生じたことから、路盤凍結してしまい、着手できなかったため、施工期間延長の申請があったものです。路盤の凍結が抜けた後、早急に施工するとのことで、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程8、議案第124号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)、(2)から(6)、(7)(8)の3回に分けて審議を致します。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します

(～〇〇委員退席後～)

(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中世一委員。

田中委員 上程になりました議案第124号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。
議案の26ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、釧路市〇〇〇〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 33,778 m²内 14,400 m²、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 21,613 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 5 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 88,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4 人、農従者、3 人、経営地、計 920,700.86 m²、家畜、牛 184 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、27 ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第 124 号 (1) について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
(～高橋委員着席後～)
高橋委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。
(2) から (4) について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第 124 号 (2) から (4) について説明いたします。28 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇丁目〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 24,798 m²内 21,400 m²、利用目的、牧草畑、他 10 筆、計 75,622 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農地所有適格法人に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで。6、価格。年 195,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1 人、農従者、1 人、経営

地、計 1,085,828.82 m²、家畜、牛 332 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。
10、見取図は、32 ページのとおりです。

なお、(3)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。30 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 1,397 m²内 900 m²、利用目的、牧草畑、他 8 筆、計 167,885 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで。6、価格。年 443,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、7 人、農従者、4 人、経営地、計 954,491.81 m²、家畜、牛 191 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、32 ページのとおりです。

この 2 件につきましては、所有者から所有農地を賃貸借したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、借主を決定したものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。33 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇丁目〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇丁目〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 32,219 m²内 19,800 m²、利用目的、牧草畑、他 4 筆、計 35,500 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 4 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで。6、価格。年 71,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、2 人、農従者、1 人、経営地無し、家畜、牛 68 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、35 ページのとおりです。この案件につきましては、所有者から所有農地を賃貸借したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、借主を決定したものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2) から (4) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5)(6) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第 124 号 (5)(6) について説明いたします。36 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町東6条南1丁目2番地、根室生産農業協同組合連合会、代表理事会長、高橋 勝義。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積74,674㎡内64,876㎡、利用目的、牧草畑、他3筆、計80,232㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年5月1日から令和5年4月30日まで。6、価格。年82,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、6人、農従者、4人、経営地、計726,079㎡、家畜、牛148頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、37ページのとおりです。

なお、(6)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。38ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、畑、面積61,535㎡内48,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年5月1日から令和5年4月30日まで。6、価格。年50,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、5人、経営地、計717,554㎡、家畜、牛156頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、39ページのとおりです。

この2件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(5)(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

議案第124号(2)から(6)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇番、〇〇〇〇委員の退席をお願い致します

(～〇〇〇〇委員退席後～)

(7)(8)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第124号(7)(8)について説明いたします。40ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、56歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積44,075㎡、利用目的、牧草畑、他23筆、計657,508㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借を合意解約し、農地を追加して再度賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を合意解約し、農地を追加して再度賃貸借を設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年5月1日から令和14年4月30日まで。6、価格。年964,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計2,108,279㎡、家畜、牛272頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、43ページのとおりで。

なお、(8)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。42ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇〇〇番1、公簿、畑、現況、畑、面積23,562㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借を合意解約し、農地を追加して再度賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を合意解約し、農地を追加して再度賃貸借を設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年5月1日から令和14年4月30日まで。6、価格。年98,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、2人、経営地、計606,989㎡、家畜、牛76頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、43ページのとおりで。

この2件につきましては、昨年より賃貸借していた農地を一度合意解約し、一部面積を追加して再度賃貸借を設定するものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第124号(7)(8)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
（～〇〇〇〇委員着席後～）
〇〇〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。
日程 9、議案第 125 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。
（挙手あり） 農地係長。

農地係長 議案第１２５号「農地法第６条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。４５ページをお開きください。

令和３年分といたしまして、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、株式会社〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの提出がありました。

令和４年３月１１日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
 本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。

日程１０、報告第４７号「農地法第４条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。（１）について内容を地区推進班から報告願います。

（挙手あり）横田委員。

横田委員 報告第４７号「農地法第４条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
（１）について説明いたします。５３ページをお開きください。
（１）１、届出人の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇。
２、許可年月日、許可番号。令和３年１０月２５日付、中農委４第令３－７号。３、
許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇〇。４、転用目的、後継者住宅建設。

5、事業計画の期間。令和3年10月25日から令和4年10月24日まで。6、事業完了年月日。令和4年3月26日。7、この完了検査につきましては、令和4年4月19日、第3地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程11、報告第48号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第48号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。55ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、許可年月日、許可番号。令和3年4月23日付、中農委5第令2-14号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇。4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期間。令和3年4月23日から令和4年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和4年3月11日。7、この完了検査につきましては、令和4年4月19日、第1地区推進班により、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程12、報告第49号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第49号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。
57ページをお開きください。
許可日。令和4年3月16日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 31,573 m²内 3,536 m²、他 2 筆、計 19,814 m²。3、許可期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなっております。

58 ページをお開きください。

許可日。令和 4 年 3 月 16 日付。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 51,060 m²内 16,409 m²。3、許可期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなっております。

59 ページをお開きください。

許可日。令和 4 年 3 月 16 日付。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、釧路市〇〇〇〇〇丁目〇番〇〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 33,778 m²内 15,970 m²、他 1 筆、計 26,536 m²。3、許可期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなっております。なお、(4)(5)につきましても、借主が同一でありますので、借主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。

60 ページをお開きください。

許可日。令和 4 年 3 月 16 日付。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、山林、現況、畑、面積 76,779 m²内 4,354 m²。3、許可期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなっております。

61 ページをお開きください。

許可日。令和 4 年 3 月 16 日付。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 9,919 m²内 1,389 m²、他 3 筆、計 17,368 m²。3、許可期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなっております。

62 ページをお開きください。

許可日。令和 4 年 3 月 16 日付。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 11,765 m²内 8,976 m²。
3、許可期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。

63 ページをお開きください。

許可日。令和4年3月25日付。

(7) 1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。

譲受人、東京都〇〇区〇〇〇〇丁目〇番〇号、(株)〇〇、代表取締役社長、〇〇〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 9,813 m²、他 12 筆、
計 230,258 m²。3、許可期間。令和4年3月25日から永年となっております。

なお、この案件につきましては、4 h a を超える転用案件であるため、北海道知事
より許可されたことから、本会を通じて許可書を交付したものです。

以上、報告いたします。

議 長 以上で、報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第22回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 11時17分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年5月10日

会 長 _____

10 番 _____

13 番 _____